

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（輸出の承認）

第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

一 別表第二中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出

一の二 別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする輸出

一の三 別表第二の三（第二号フを除く。）に掲げる貨物（別表第二の二〇から二一の三まで、二五、三五から三五の四まで、四四及び四五の項の中欄に掲げる貨物を除く。）のベラルーシを仕向地とする輸出

一の四 別表第二の三に掲げる貨物（別表第二の二〇から二一の三まで、二五、三五から三五の四まで、四四及び四五の項の中欄に掲げる貨物を除く。）のロシアを仕向地とする輸出

一の五 ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。第四条第二項第二号ホにおいて同じ。）を仕向地とする貨物（別表第二三四の項を除く。）中欄に掲げる貨物を除く。）の輸出

一の六 ベラルーシを仕向地とする貨物（別表第二（三四の項

（輸出の承認）

第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

一 別表第二中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出

一の二 別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする輸出

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

を除く。）中欄及び別表第二の三（第二号フを除く。）に掲げる貨物を除く。）の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）

一の七 ロシアを仕向地とする貨物（別表第二（三四の項を除く。）中欄及び別表第二の三に掲げる貨物を除く。）の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）

二 外国にある者に外国での加工を委託する委託加工貿易契約（当該委託加工貿易契約に係る加工の全部又は一部が経済産業大臣が定める加工（以下「指定加工」という。）に該当するものに限る。）による貨物（当該委託加工貿易契約に係る加工で指定加工に該当するものに使用される加工原材料のうち、経済産業大臣が指定加工の区分に応じて定める加工原材料で当該指定加工に該当する加工に係るものに限る。）の輸出

2・3 （略）

（特例）

第四条（略）

2 第二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の三七から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

一 （略）

二 別表第五に掲げる貨物を輸出しようとするとき。ただし、次に掲げる貨物を輸出しようとする場合を除く。

イ 別表第二の一の項の中欄、三五の三の項（一）及び（六

（新設）

二 外国にある者に外国での加工を委託する委託加工貿易契約（当該委託加工貿易契約に係る加工の全部又は一部が経済産業大臣が定める加工（以下「指定加工」という。）に該当するものに限る。）による貨物（当該委託加工貿易契約に係る加工で指定加工に該当するものに使用される加工原材料のうち、経済産業大臣が指定加工の区分に応じて定める加工原材料で当該指定加工に該当する加工に係るものに限る。）の輸出

2・3 （略）

（特例）

第四条（略）

2 第二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第二の三七から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

一 （略）

二 別表第五に掲げる貨物を輸出しようとするとき。ただし、次に掲げる貨物を輸出しようとする場合を除く。

イ 別表第二の一の項の中欄、三五の三の項（一）及び（六

) 並びに三五の四及び三六の項の中欄に掲げる貨物（同表の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物であつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）

ロ 別表第五第二号に掲げる貨物のうち、別表第二の三五及び三五の二の項の中欄に掲げるもの

ハ 別表第五第二号及び第三号に掲げる貨物のうち、別表第二の二に掲げる貨物であつて、北朝鮮を仕向地とするもの

ニ 別表第五第二号に掲げる貨物のうち、別表第二の三に掲げる貨物であつて、ベラルーシ又はロシアを仕向地とする

ホ 別表第五第二号に掲げる貨物であつて、ウクライナを仕向地とするもの

ヘ 別表第五第二号に掲げる貨物であつて、ベラルーシ又はロシアを仕向地とするもの（第二条第一項第一号の六又は第一号の七に規定する輸出に係るものに限る。）

三・四 （略）

3・4 （略）

別表第二の三（第二条、第四条関係）

一 別表第一の一から一五までの項の中欄に掲げる貨物

二 次に掲げる貨物であつて、経済産業大臣が省令で定めるもの（前号に掲げる貨物を除く。）

イ 集積回路、アナログデジタル変換器、マイクロ波用機器及びミリ波用機器の部分品、弹性波を利用する信号処理装置及びその部分品、一次セル、二次セル、太陽電池セル、超電導電磁石、超電導材料を用いた装置並びに放電管

) 並びに三五の四及び三六の項の中欄に掲げる貨物（同表の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物であつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）

ロ 別表第五第二号に掲げる貨物のうち、別表第二の三五及び三五の二の項の中欄に掲げるもの

ハ 別表第五第二号及び第三号に掲げる貨物のうち、別表第二の二に掲げる貨物であつて、北朝鮮を仕向地とするもの

ニ 別表第五第二号に掲げる貨物のうち、別表第二の三に掲げる貨物であつて、ベラルーシ又はロシアを仕向地とする

ホ 別表第五第二号に掲げる貨物のうち、ウクライナを仕向地とするもの

ヘ 別表第五第二号に掲げる貨物であつて、ベラルーシ又はロシアを仕向地とするもの（第二条第一項第一号の六又は第一号の七に規定する輸出に係るものに限る。）

三・四 （略）

（新設）

3・4 （略）

口 電子式の試験装置、アナログ方式又はデジタル方式の記

録装置並びにオシロスコープ及びその部分品

ハ 周波数変換器、質量分析計、フラッシュ放電型のエック

ス線装置及びその附属装置並びにこれらの部分品、パルス

增幅器、信号発生器、遅延時間測定装置、クロマトグラフ

並びに分光計

ニ 半導体素子、集積回路及び半導体物質並びにこれらの組

立品の製造用の装置並びにこれらの部分品及び附属品

ホ 半導体素子、集積回路及び半導体物質並びにこれらの組

立品の試験装置及び検査装置並びにこれらの部分品及び附

属品

レジスト

ト テ チ リ チ ル ヌ リ チ ハ
電子計算機及びその附属装置並びにこれらの部分品

通信装置並びにその部分品及び附属品

チに掲げる貨物の試験装置

通信装置用の光ファイバーの材料となる物質

暗号装置及びその部分品

ヨ ル ハ ワ リ ハ ル ヌ リ ハ ハ
音波を利用した水中探知装置及び船舶用の位置決定装置

並びにこれらの部分品

光検出器及びその部分品並びに光検出器を用いた装置

電子式のカメラ及びその部分品

ヨ ハ ハ ワ リ ハ ハ ル ヌ リ ハ ハ
光学フィルター並びにふつ化物のファイバーケーブル及

びその部分品

レザーフラグ

重力計及びその部分品

磁力計

レーダー及びその部分品

信号処理装置（弾性波を利用するものを除く。）

ナ タに掲げる貨物及びその部分品の試験装置、検査装置、
製造用の装置及び工具並びにこれらの部分品及び附属品

ラ 光検出器用の光ファイバー及び光検出器の材料となる物
質

ム ふつ化物及びこれを用いて製造した光ファイバーのプリ
フォーム

ウ 慣性航法装置、方向探知機及びアビオニクス装置並びに
これらの部分品

ヰ 航法装置及びアビオニクス装置の試験装置、検査装置及
び製造用の装置

ナ 船舶、水中用の観測装置その他の水中における活動用の
装置及び潜水用具並びにこれらの部分品及び附属品

オ ディーゼルエンジン並びにトラクター並びにその部分品
及び附属品

ク 航空機及びガスタービンエンジン並びにこれらの部分品
ヤ 落下傘（可導式落下傘及びパラグライダーを含む。）並
びにその部分品及び附属装置

マ 振動試験装置及びその部分品

ケ ガスター・エンジンの部分品の測定装置、製造用の裝
置及び工具並びにこれらの附属品

フ 石油精製用の装置